

《委員会報告書における提言に対するの対応策》

① 町職員による自宅内及び自宅外の空間線量率の測定を実施すること。積極的に町から周知をする体制を整えること。

- ・健康保険課放射線対策係と関係団体で、希望者の自宅付近等の空間線量率の測定を実施。

〈月別の対応〉

- ・9月、10月は測定日の予定表を作成し準備宿泊者へ配布(及び町HPにも掲載)。
- ・11月以降は月2回程度の予定で調整中。

② 高空間線量地点(ホットスポット)があった場合は、環境省へ追加除染を要望する体制を整えること。外部被ばく低減の観点から、住民自身が除染するなどの対応を行わないようにすること。

- ・町で貸与している放射線測定器にて準備宿泊者自身が測定。

〈線量結果に不安がある場合〉

- ・自身で対応せずに福島地方環境事務所浜通り北支所浪江分室に連絡することとした。(※「準備宿泊のしおり」に記載)

③ 自家消費食品検査の受入体制を整備し、受入日時や受入条件を明確にすること。また、作物等の摂取及び出荷等については、国や県による規制品目に留意し必ず事前に検査すること。

- ・役場津島支所及び本庁舎にて受付。津島支所受付分については、原則、受付した日の翌日に、持ちこまれた検体を本庁舎にて検査。結果は依頼者へ電話にて報告。

〈摂取制限となっている食品〉

- ・県公表の一覧表を配布し注意喚起を行う。

④ 準備宿泊した際の追加被ばく線量の目安として、一日の主な生活行動パターンを想定した被ばく評価の例を作成し住民に提供すること。

- ・町職員等にて、個人積算線量計「Dシャトル」を用いて測定し、拠点区域内の生活パターンを想定した被ばく評価の例を作成し、準備宿泊時に配布する。

⑤ 住民が自ら計算することが可能なように、空間線量率から被ばく線量を計算する方法の提示を検討すること。提示する際は、屋内滞在時、屋外滞在時に分けてそれぞれ提示すること。

- ・空間線量率を当てはめるだけで、屋内滞在時と屋外滞在時をそれぞれ計算可能な式を記載したチラシを配布。
- ・JAEAより個人被ばく推計システムを借受し、本庁舎及び津島支所に設置。生活行動パターンによる追加被ばく量を表示する。
- ・小型の携帯型端末の、個人単位での貸し出しを行う。(※台数限定)

⑥ 個人放射線被ばく積算線量計(以下、「D-シャトル」という。)の装着方法(扱い方)について住民に提示すること。また、D-シャトルより得られるデータ等は、個人情報保護等に留意しつつ、JAEA等の専門機関と町で情報共有のうえ協力し、有効活用できるように検討すること。

- ・D-シャトルの装着方法、注意事項をまとめたチラシを配布し説明を行う。
- ・D-シャトルの申込用紙には、個人情報が特定できないようにしたうえで、得られたデータを使用することに承諾いただけるよう記載有り。追加被ばく影響についてJAEAを含む専門機関と連携し、データの有効利用に努める。

⑦ D-シャトルにより被ばく線量を管理することに加えて、住民が自ら空間線量率の測定ができるように、放射線測定器の取り扱いや測定条件における注意事項などの、正しい空間線量率の把握のための手引きを示すこと。

- ・D-シャトル及び放射線測定器(町で全世帯に配布している線量計)の使用方法、計測方法をまとめたチラシを作成し配布する。

⑧ 自宅周辺の空間線量を把握できるマップ等を提供し、住民と町で共有できるように検討すること。

- ・「準備宿泊のしおり」にメッシュマップを掲載。

※ 準備宿泊者へ配布するチラシ等の各資料は、準備宿泊開始手続き時に配布する。
※ 「準備宿泊のしおり」は、事前に対象者へ送付済み。